中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中津川市内における空き家の循環利活用を促進し、良好な住環境の確保、移住・定住の促進、及び地域の活性化を図るため、空き家の取得又は改修を行う者に対し、予算の範囲内において中津川市空き家に住もう応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、中津川市補助金交付規則（昭和３６年中津川市規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　空き家　中津川市内（以下「市内」という。）に個人が居住を目的として所有し、当該所有者が現に居住していないあるいは、近く居住しなくなる予定の建物をいう。

（２）　空き店舗兼併用住宅　市内に個人が居住を目的として所有し、現に自己の居住の用に供している又は現に居住していない建物（近く事業を行わなくなる予定のものを含む。）かつ事業部分で事業を行っていない建物（近く事業を行わなくなる予定のものを含む。）をいう。

（３）　空き家情報バンク　中津川市空き家情報登録制度「空き家情報バンク」設置要綱（平成２４年３月３０日決裁）第２条第３項に規定する空き家情報バンクをいう。

（４）　新婚世帯　申請日において、婚姻届を受理されてから５年未満である夫婦であって、夫婦の合計年齢が８０歳以下の世帯をいう。

（５）　子育て世帯　申請日において義務教育終了前の子を含む世帯をいう。

（６）　移住者　申請日において夫婦の合計年齢が８０歳以下である世帯又は、子育て世帯又は４０歳以下の単身者であって、次のいずれかに当てはまる世帯をいう。

ア　申請日より前１年間以上市外において住民登録（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき、住民基本台帳に記載されることをいう。以下同じ。）をされていた者であって、中津川市に住民登録を（改修事業の場合は改修事業完了日までに）行う予定の者

イ　申請日より前の１年以内に本市に転入した者であって、当該転入の日以前に１年間以上市外において住民登録をされていた者

（７）　空き家の所有者　空き家情報バンク掲載物件（賃貸）の所有者をいう。

（８）　定住　本市で住民登録をされ、かつ現に住民登録をされた住所（以下「住所」という。）において生活し、以後も当該住所において生活する予定であることをいう。

（９）　取得　市内の空き家を購入し補助金の交付を申請しようとする者が購入した

空き家の所有者とする登記(不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）の規定による登録をいう。以下同じ。)をすることをいう。

（１０）　改修　建物の機能の維持又は向上を図るための空き家の利活用に資する補修、補強、模様替え等の工事をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第１の左欄に掲げる補助事業（補助金の交付対象となる事業を言う。以下同じ。）ごとに、同表の右欄に定める者とする。

２　前項の補助対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）　申請者及びその世帯員が、市税等を滞納していないこと。

（２）　補助金の交付を受けた日から５年以上、当該空き家を活用（居住又は賃貸）すること（移住者の場合は１０年以上)。

（３）　改修事業完了日までに、空き家の住所に居住する世帯の全員が住民登録を完了すること。

（４）　世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（５）　世帯の全員が過去に中津川市から住宅取得及び改修にかかる補助金を受給していないこと。

（６）　補助事業を空き家の転売、転貸等の営利目的で行う者でないこと。

（７）　取得した空き家の耐震性の有無が明らかでない場合又は、耐震性を有していない場合は、居住後に改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第２第２項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）を行う意思があること。

３　前項の規定にかかわらず、申請者が空き家の所有者（以下「所有者」という。）である場合は、前項第２号は要件としないこととする。

（補助事業及び対象経費等）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、別表第２に掲げるとおりとする。

２　補助事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）　取得事業の場合、次のアからクまでの要件のいずれにも該当すること。

ア　戸建て住宅であること。店舗兼住宅の場合は居住スペースが２分の１以上であり、申請者が居住を目的として取得した物件であること。

イ　物件費用が１００万円以上（消費税を除く・建物費用）であること。

ウ　宅地建物取引業者と媒介契約により購入した空き家であること。

エ　申請者の三親等内以内の親族から購入した空き家ではないこと。

オ　個人が所有する空き家であって、転売、転貸を営利目的で行うものでないこと。

カ　取得した空き家は建築から５年以上経過していること。

キ　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２条第２項に規定する特定空家等でないこと。

（２）改修事業の場合、次のアからカまでの要件のいずれにも該当すること。

ア　中津川市空き家情報バンクに登録されている又は、登録する予定であること。

イ　戸建て住宅であること。店舗兼住宅の場合は居住スペースが２分の１以上あること。

ウ　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による許可を受けている市内建設業者により行われること。

エ　個人が所有する空き家であって、転売、転貸を営利目的で行うものでないこと。

オ　改修する空き家は建築から５年以上経過していること。

カ　空家等対策の推進に関する特別措置法第２条第２項に規定する特定空家等でないこと。

キ　申請者の三親等内以内の親族から購入又は賃借した空き家ではないこと。

ク　改修事業の完了が、申請日の属する年度の１月末日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあたるときは、その最も近い土曜日、日曜日及び祝日法による休日でない日。以下同じ。）までに完了することが見込まれていること。

３　補助対象者が所有者である場合は、空き家情報バンクに登録されていること又は登録する予定であることとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、以下のとおりとする。

（１）　取得費　３０万円

（２）　改修費　対象経費（消費税を除く。）の２分の１以内とし、上限５０万円とする。ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（３）　移住者加算　第２条第６号アに該当する者であって、１０年以上当該空き家を活用する場合は、１世帯当たり１０万円の加算を算定することができる。

２　改修事業の場合であって、この要綱で定める補助金以外の補助金を受ける時（空き店舗併用住宅の店舗部分が空き店舗活用支援事業の補助金を受ける時を除く。）は、これを当該費用から除いた額の２分の１の額とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付申請書（様式第１号）に、別表第２に規定する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請において、空き家に係る売買契約を締結した日又は賃貸借契

約をした日から１年以内の日までに申請しなければならない。ただし、所有者の場合は賃貸借契約を締結する前に申請することができる。

３　申請者は、申請日の属する年度の１月末日までに事業を完了するものとする。

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の申請があったときには、その内容を審査し、補助金を交付することが適当又は不適当であると認めた場合は、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金を交付する場合にあっては補助指令書により、補助金を交付しない場合にあっては中津川市空き家に住もう応援事業補助金不交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第８条　前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が第６条第１項の規定による申請を取り下げるときは、速やかに中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付申請取下届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき、又は次条第１項に規定する期日までに実績報告がないときは、第７条の交付決定を取り消すことができる。

（実績報告）

第１０条　改修事業の交付決定者は、事業完了した日から３０日を経過する日又は、申請日の属する年度の１月末日のいずれか早い日までに中津川市空き家に住もう応援事業補助金完了実績報告書（様式４号）に別表第２に掲げる実績報告書添付書類を添えて市長に提出するものとする。

２　前項の場合において、改修事業の交付決定者は、やむを得ない理由により改修工事の一部が前項で示す期日までに完了しないときには、当該期日までに改修工事及び補助対象経費の支払いが終了している部分に係る事業実績報告書及びその他必要書類を市長に提出するものとする。

３　改修事業の交付決定者が所有者であるときは、事業完了までに当該対象住宅の賃貸借契約を締結していなければならない。

４　取得事業の交付決定者には実績報告の提出を求めないものとする。

（補助金額の確定）

第１１条　取得事業及び改修事業のいずれの場合も、当該事業に係る必要書類の審査を行い、補助金の額を確定し、中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付額確定通知書（様式第５号）により、通知するものとする。

２　取得事業においては、交付決定時に必要書類の審査を行った上で、補助金額を確定することができる。

（補助金の請求）

第１２条　第１１条の規定による通知を受けた者は、中津川市空き家に住もう応援事業補助金請求書（様式第６号）を補助金の額の確定通知を受けた日から３０日を経過する日又は、申請日の属する年度の２月末日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあたるときは、その最も近い土曜日、日曜日及び祝日法による休日でない日。以下同じ。）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により請求を受けたときには、速やかに補助金を交付する。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当するときには、補助金の交付決定を取り消し、中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第７号）により、期限を定めて補助金の返還を請求することができる。

（１）　補助金の交付対象となった空き家の転売、転貸等を営利目的で行ったとき。

（２）　原則５年以内（移住者加算者については、１０年以内）の住宅の売却、解体又は転居があったとき。

（３）　補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

（４）　その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

補助事業	補助対象者
空き家の取得事業	購入者（新婚世帯、子育て世帯、移住者）
空き家（空き家情報バンク掲載）の改修事業	（１）購入者（新婚世帯、子育て世帯、移住者） （２）賃借者（新婚世帯、子育て世帯、移住者） （３）所有者

別表第２（第４条関係）

補助事業	補助対象経費	申請書添付書類	実績報告書添付書類
空き家	【対象となる経費】	①売買契約書の写	－

の取得事業	・住宅部分の購入費用 ※土地部分の価格と一体で契約の場合は、住宅及び土地の固定資産税評価額を合計した額に占める住宅部分の割合を購入価格に乗じて得られた額 【対象とならない経費】 ・土地部分の購入費用 ・登録免許税又は司法書士への報酬等名義変更に要する費用	し ②登記事項証明書※取得後のもの ③平面図 ④空き家に異動後の世帯全員の住民票の写し ※本籍・続柄記載のこと ⑤戸籍の附票の写し（移住者のみ。転入前以前１年間の住所地がわかるもの） ⑥戸籍謄本の写し（新婚世帯のみ。婚姻の確認が取れるもの） ⑦取得した住宅の外観写真 ⑧誓約書兼同意書兼申立書（様式第８号又は様式第９号） ⑨耐震性報告書兼耐震化計画書（様式第１０号） ⑩その他市長が必要と認める書類	－
空き家の改修事業	【対象となる経費】 ※改修後の延床面積の２分の１以上が住宅の用に供されるものに限る ①外壁の塗り替え又は塗装 ②壁紙、床の張り替え等の内装工事	①売買契約書または賃貸契約書の写し※申請者が空き家の所有者の場合は省略可 ②登記事項証明書の写し	①改修工事をした部分の平面図※当該部分に印 ②改修工事をした部分の施行後の写真（確認が難しい場合は施行中の写真）

	③屋根、瓦、雨樋等の改修 ④畳の表替え ⑤風呂、台所、トイレ等の水回りの改修 ⑥室内の建具（障子、ドア、カギ、窓、ガラス等）の取り換え ⑦給湯設備の設置（工事を行う場合） ⑧バリアフリー改修（手すり、段差解消、廊下幅の拡張等） ⑨照明器具の改修（蛍光灯の取り換えのみは対象外） ⑩外壁、屋根、天井等の断熱化工事 ⑪空き家に併設された店舗、事務所棟を住居として転用するための改修にかかる費用 ⑫空き家に居住するための併設店舗用の躯体の改修に係る費用 ⑬その他市長が認めるもの 【対象とならない経費】 ①建物の解体、除却のみを行う費用 ②カーテン、家具、電化製品等備品購入費用 ③太陽光発電、ペレットストーブ等の設置費用 ④有線放送、電話、インターネット接続廃線工事費用 ⑤附属建物等の修繕等の費用 ⑥申請者が直接行う工事 ⑦外構工事 ⑧耐震化工事（別補助金活用）	③工事内容がわかる図面（位置図、平面図等）※当該部分に印 ④世帯全員の住民票※本籍、続柄記載のこと ※申請者が空き家の所有者の場合は省略可 ⑤戸籍の附票（移住者のみ。転入前以前１年間の住所地がわかるもの） ⑥戸籍謄本の写し（新婚世帯のみ。婚姻の確認が取れるもの） ⑦工事見積書の写し ⑧工事着工前の写真 ※住宅全体及び対象工事に係る部分全て ⑨他の補助金等の申請に提出した改修工事に係る見積書の写し（該当の場合のみ） ⑩誓約書兼同意書兼申立書（様式第８号又は様式第９号） ⑪所有者の改修工事承諾書（様式第１１号。申請者が賃借	③改修工事に係る請負契約書の写し又は請書の写し ④改修工事に係る支払い証拠書類の写し ⑤改修費用の内訳の分かる書類（請求書など） ⑥空き家に異動後の世帯全員の住民票の写し ※本籍、続柄記載のこと ⑦戸籍謄本の写し（補助金の交付申請後に婚姻の届出を出した場合） ⑧賃貸契約書の写し（申請者が所有者の場合に限る。） ⑨その他市長が必要と認める書類

		者の場合に限る。） ⑫耐震性報告書兼耐震化計画書（様式第１０号） ⑬その他市長が必要と認める書類	

※空き家取得事業および改修事業の両方を申請する場合は、重複する書類については、提出は１部とすることができる。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者
住所
氏名
連絡先

中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付申請書

中津川市空き家に住もう応援事業補助金の交付を受けたいので、中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>補助事業</td><td colspan="4">□空き家の取得　　□空き家の改修</td></tr>
<tr><td>対象空き家形態</td><td colspan="4">□一戸建ての専用住宅　　□空き店舗併用住宅</td></tr>
<tr><td>対象空き家の所在地</td><td colspan="4">中津川市</td></tr>
<tr><td>対象空き家の所有者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>空き家情報ﾊﾞﾝｸ登録番号
（改修費補助の場合）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請者区分</td><td colspan="2">□購入者
□賃借者</td><td colspan="2">□新婚世帯（補助上限 80 万円）
□子育て世帯（補助上限 80 万円）
□移住者（補助上限 90 万円）</td></tr>
<tr><td colspan="4">□空き家の所有者（賃借の所有者）</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="4">＜取得費用（土地代を除く）＞　　円（税抜き）
＜改修費用＞　　円（税抜き）</td></tr>
<tr><td>移住者加算の有無
※改修費への加算</td><td colspan="4">・　有　　１００，０００　円
※申請日より前１年以上市外において住民登録をされていた者で、中津川市に住民登録を行う予定であり、かつ当該空き家を１０年以上活用する者
・　無</td></tr>
<tr><td>交付申請額</td><td>取得費
円</td><td>改修費
円</td><td>移住者加算
円</td><td>合 計
円</td></tr>
<tr><td>施工業者</td><td colspan="4">※中津川市内の事業者であること</td></tr>
</table>

空き家の取得日(契約日)	年　　月　　日
補助事業期間	（着手予定日）　　（完了予定日） 年　　月　　日　から　　年　　月　　日 ※申請日年度の１月末日期限

添付書類

□空き家の取得

(1)売買契約書の写し　(2)登記事項証明書※取得後のもの　(3)平面図

(4)空き家に異動後の世帯全員の住民票の写し※本籍・続柄記載のこと

(5)戸籍の附票（移住者のみ。転入前以前１年間の住所地がわかるもの）

(6)戸籍謄本の写し（新婚世帯のみ。婚姻の確認が取れるもの）　(7)取得した住宅の外観写真

(8)誓約書兼同意書兼申立書（様式第７号又は様式第８号）

(9)耐震性報告書兼耐震化計画書（様式第９号）(10)その他市長が必要と認める書類

□空き家の改修

(1)売買契約書又は賃貸契約書の写し※申請者が空き家の所有者の場合は省略可

(2)登記事項証明書の写し

(3)工事内容がわかる図面（位置図、平面図等）※当該部分に印

(4)世帯全員の住民票※本籍、続柄記載のこと

(5)戸籍の附票（移住者のみ。転入前以前１年間の住所地がわかるもの）

(6)戸籍謄本の写し（新婚世帯のみ。婚姻の確認が取れるもの）

(7)工事見積書の写し

(8)工事着工前の写真※住宅全体及び対象工事に係る部分全て

(9)他の補助金等の申請に提出した改修工事に係る見積書の写し（該当の場合のみ）

(10)誓約書兼同意書兼申立書（様式第７号又は様式第８号）

(11)所有者の改修工事承諾書（様式第１０号。申請者が賃借者の場合に限る）

(12) 耐震性報告書兼耐震化計画書（様式第９号）

(13)その他市長が必要と認める書類

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

中津川市長

申請者

住　所

氏　名

連絡先

中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付申請取下届

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた中津川市空き家に住もう応援事業補助金について、下記の理由により取下げをしたいので、中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付要綱第８条の規定により届け出ます。

記

【取下げの理由】

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者
住　所
氏　名
連絡先

中津川市空き家に住もう応援事業補助金完了実績報告書

中津川市空き家に住もう応援事業に係る対象住宅等の改修工事が完了しましたので、補助金の交付を受けたく、中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付要綱第１０条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>補助事業</td><td colspan="3">□空き家の取得事業　　□空き家の改修事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助認定者区分</td><td>□購入者
□賃借者</td><td colspan="2">□新婚世帯　　□子育て世帯　　□移住者</td></tr>
<tr><td colspan="3">□空き家の所有者</td></tr>
<tr><td>対象住宅等の
所在地</td><td colspan="3">中津川市　　番地</td></tr>
<tr><td>空き家情報バンク
登録番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>対象住宅等の
所有者</td><td colspan="3">住所
氏名</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="3">（取得費用）　　円（税抜き）
（改修費用）　　円（税抜き）</td></tr>
<tr><td>補助額</td><td>（取得費用）　　円
（改修費用）　　円
（移住者加算）　　円</td><td colspan="2">合計　　円</td></tr>
<tr><td>事業完了日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
</table>

（裏面有り）

《添付書類》
□空き家の改修
(1)改修工事をした部分の平面図※当該部分に印
(2)改修工事をした部分の施行後の写真（確認が難しい場合は施行中の写真）
(3)改修工事に係る請負契約書又は請書
(4)改修工事に係る支払い証拠書類の写し
(5)改修費用の内訳の分かる書類（請求書など）
(6)空き家に異動後の世帯全員の住民票の写し※本籍、続柄記載のこと
(7)戸籍謄本の写し（補助金の交付申請後に婚姻の届出を出した場合）
(8)賃貸契約書の写し（申請者が所有者の場合に限る。）
(9)その他市長が必要と認める書類

様式第６号(第１２条関係)

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者
住　所
氏　名
連絡先

中津川市空き家に住もう応援事業補助金請求書

請求金額　　円

年　　月　　日付け中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付額確定通知書第　　号による交付確定の中津川市空き家に住もう応援事業補助金を交付されたく中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付要綱第１２条により上記の金額を請求します。

取扱金融機関名	銀行　　本店 金庫　　支店 農協　　支所
フ　リ　ガ　ナ	
口 座 名 義 人	
種　　別	１ 普通　　２ 当座　　３ その他 (　　)
口　座　番　号	

※請求者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。
※口座情報のわかる通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。

様式第８号（別表第２関係）

誓約書兼同意書兼申立書

中津川市空き家に住もう応援事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約及び同意します。

１.誓約事項

(1) 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。

(2) 補助金の交付対象となる空き家を営利目的で転売、転貸等することはありません。

(3) 取得、改修（賃借・賃貸含む）する空き家について、補助金の交付を受けた日から５年以上活用（居住・賃貸）します。

(4) 定住者が属する世帯の全員が、空き家に住所を移していない場合は、事業の完了日までに住民登録をします（改修事業に限る）。

(5) 新婚世帯で婚姻の届出をしていない場合は、事業の完了日までに婚姻の届出をします（改修事業に限る）。

(6) 当該事業については申請日の属する年度の１月末日までに完了し、実績報告を提出します。

(7) 申請者の三親等以内の親族から購入した空き家ではありません。

(8) 申請者及び定住者が属する世帯の全員が暴力団員等ではありません。

(9) 中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付要綱第１３条の規定により補助金の返還を命じられた場合は、速やかにこれを応じます。

（賃借者の場合）

(10) 賃借する空き家について、補助金を活用した改修により加えた造作については、賃貸人に対する買取請求権を放棄します。

２.同意事項

中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付要綱に基づく受給資格の認定、変更、補助金交付決定その他必要な手続きのため、申請者及び世帯全員について、市税に関する状況及び住民票の状況を市の担当者が調査確認することを同意します。

３.申立事項

□ 申請者及び世帯の全員は、中津川市から課せられる税について、滞納はありません。
また、今後も遅延することなく納めることを申し立てます。

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第９号（別表第２関係）

誓約書兼同意書兼申立書（移住者加算申請者用）

中津川市空き家に住もう応援事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約及び同意します。

１.誓約事項

(1) 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。

(2) 補助金の交付対象となる空き家を営利目的で転売、転貸等することはありません。

(3) 取得、改修（賃借・賃貸含む）する空き家について、補助金の交付を受けた日から１０年以上活用します。

(4) 申請者が属する世帯の全員が、空き家に住所を移していない場合は、事業の完了日までに住民登録をします（改修事業に限る）。

(5) 新婚世帯で婚姻の届出をしていない場合は、事業の完了日までに婚姻の届出をします（改修事業に限る）。

(6) 当該事業については申請日の属する年度の１月末日までに完了し、実績報告を提出します。

(7) 申請者の三親等以内の親族から購入した空き家ではありません。

(8) 申請者が属する世帯の全員が暴力団員等ではありません。

(9) 中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付要綱第１３条の規定により補助金の返還を命じられた場合は、速やかにこれを応じます。

(賃借者の場合)

(10) 賃借する空き家について、補助金を活用した改修により加えた造作については、賃貸人に対する買取請求権を放棄します。

２.同意事項

中津川市空き家に住もう応援事業補助金交付要綱に基づく受給資格の認定、変更、補助金交付決定その他必要な手続きのため、申請者及び世帯全員について、市税に関する状況及び住民票の状況を市の担当者が調査確認することを同意します。

３.申立事項

□ 申請者及び世帯の全員は、中津川市から課せられる税について、滞納はありません。
また、今後も遅延することなく納めることを申し立てます。

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第１０号（別表第２関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者　氏名

耐震性報告書兼耐震化計画書

記

取得（改修）をした空き家の所在地	中津川市
取得（改修）をした空き家の所有者	

建物の現況

ア　昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物

イ　耐震性については、耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する可能性が低いと判断された建物

□木造：上部構造評点が1.0以上の建物

□Ｓ造：Is値が0.6以上かつq値が1.0以上の建物

□RC造：Is値/Iso値が1.0以上の建物

□その他：　　造

□耐震補強済み

ウ　耐震性が不明であるため、耐震診断を＿＿＿＿年までに行う予定です。

また、耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する可能性がある又は高いと判断された場合、耐震改修工事等必要な措置を＿＿＿＿年までに行う予定です。

エ　耐震性について、耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する可能性がある又は高いと判断されたので、耐震改修工事等必要な措置を＿＿＿＿＿年までに行う予定です。

備考　１　該当する項目に○をつけてください。

２　イについては、□にチェックをし、それを証明する書類（耐震診断所等の写し）を添付してください。

３　ア又はイに該当しない場合は、ウ又はエを選択し、＿＿の空欄に実施予定年を記載してください。

様式第１１号（別表第２関係）

改修工事承諾書

私が所有（管理）する空き家を賃借人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が改修することを承諾します。

記

空き家情報バンク登録番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建物の所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

所有者（賃貸人）住　所

氏　名

中津川市空き家に住もう応援事業　チェックリスト

R8.4.1　作成

交付申請に必要な書類（取得補助＆改修補助の場合）

☑	提出書類	チェック項目等
□	補助金交付申請書（様式第１号）	□申請者は、住宅の契約者（購入者）か □契約日から1年以内の申請か □申請額チェック（上限80万円） ※移住加算ある場合90万円 □取得費用は、建物のみの価格、税抜価格か □改修事業は工事費用の1/2になっているか。 （上限50万円） □対象住宅は空き家情報バンクの登録（予定）物件か □改修工事を行う前か □補助事業期間は1月末までになっているか
□	世帯全員の住民票の写し	□本籍・続柄は記載されているか □（新婚の場合）申請時点で夫婦の合計年齢が80歳以下か □（子育て世帯の場合）義務教育終了前の子どもがいるか □（移住者の場合）前住所が市外で、1年以内の転入者か □（移住者の場合）「夫婦の合計年齢が80歳以下」、「子育て世帯」、「40歳以下の単身者」のうちどれかに該当するか
□	売買契約書の写し	□対象住宅は空き家情報バンクの登録（予定）物件か □価格は建物のみで100万円を超えているか □契約者、契約日が分かるか □3親等以内の親族から購入した空き家でないか。業者が仲介に入っているか
□	土地建物内訳書 ※契約書に土地・建物の金額が別々で記載されていない場合のみ	□建物のみで100万円超えているか
□	改修工事にかかる見積書の写し	□改修にかかる費用がわかるもの □市内の施工業者（建築資格を有する者）が行う工事か □補助対象の工事と補助対象外の工事が整理されているか
□	工事内容が分かる図面（平面図・位置図等）※工事部分に印	□図面と見積書の記載が一致するか
□	外観写真＆工事着工前の写真 ※住宅全体及び対象工事に係る部分全て	□写真と見積書の記載が一致するか
□	対象住宅の登記事項証明書または対象住宅の所有者が分かる書類	□建物の登記事項証明書であること □共有名義の場合、持分が多い者が申請者となっているか □建築してから5年以上経過しているか □転売、転賃等の営利目的でないか
□	誓約書兼同意書兼申立書（様式第8号または様式9号）	
□	耐震性報告書兼耐震化実施計画書（様式10号）	
□	※各種証明書は3ヶ月以内に取得したものであること	
□	※各種書類の申請日は提出する日になっているか	

追加書類

【移住者の場合のみ】移住者：申請日前1年以内に本市に転入＋転入日前に1年間以上市外に住民登録していた			
□	戸籍の附票	□転入日前に1年間以上市外に住民登録してあるか	
【新婚世帯の場合のみ】			
□	戸籍謄本の写し	□申請日において婚姻から５年以内か	
【賃借者の場合のみ】		【該当者のみ】	
□	所有者の改修工事承諾書（様式第１１号）	□	他の補助金等の申請に提出した改修工事に係る見積書の写し

事業完了後に必要な書類（当該年度の1月末までに提出する必要があります）

☑	提出する書類	チェック項目
□	実績報告書（様式4号）	□補助金額は補助対象の工事費（税抜き）の2分の1（上限50万円）か。移住加算の場合は60万円。
□	改修工事に係る請負契約書又は請書	□市内の施工業者（建築資格を有する者）が行う工事か □工事内容は補助対象の工事か □補助対象の工事と補助対象外の工事が整理されているか
□	改修工事に係る支払い証拠書類の写し （領収書）	□どこの業者へいくら支払いをしているか分かるか （口座の引き落とし情報では×）
□	改修費用の内訳の分かる書類（請求書など）	
□	改修工事をした部分の平面図 ※当該部分に印	□図面と見積書の記載が一致するか
□	改修工事をした部分の施行後の写真	□写真と見積書の記載が一致するか
□	空き家に異動した後の世帯全員の住民票 (交付申請時に提出した住民票に変更があった場合のみ)	□本籍・続柄は記載されているか □対象住宅の住所になっているか □（新婚の場合）夫婦の合計年齢が80歳以下か □（子育て世帯の場合）義務教育終了前の子どもがいるか □（移住者の場合）前住所が市外で、1年以内の転入者か □（移住者の場合）「夫婦の合計年齢が80歳以下」、「子育て世帯」、「40歳以下の単身者」のうちどれかに該当するか □取得してから3ヶ月以内のものか
□	空き家に住もう応援事業補助金アンケート	

追加書類

【新婚世帯の場合】※補助金の交付申請後に婚姻の届出を出した場合		
□	戸籍謄本の写し	□申請日において婚姻から５年以内か
【移住者の場合のみ】※補助金の交付申請後に転入した場合		
□	戸籍の附票の写し	□転入日前に1年間以上市外に住民登録してあるか
【貸主の場合のみ】		
□	賃貸借契約書の写し	□3親等以内の親族でないか

交付決定後に必要な書類

□	補助金請求書（様式第6号）	□口座情報等に漏れはないか
□	通帳のコピー（口座番号、名義人が確認できるもの）	

中津川市空き家に住もう応援事業　チェックリスト

R8.4.1　作成

交付申請に必要な書類（取得補助の場合のみ）

☑	提出書類	チェック項目等
□	補助金交付申請書（様式第１号）	□申請者の住所は対象住宅の住所か □申請者は、住宅の契約者か □契約日から1年以内の申請か □申請額チェック（30万円） □取得費用は、建物のみの価格、税抜価格か
□	空き家に異動後の世帯全員の住民票の写し	□本籍・続柄は記載されているか □（新婚の場合）夫婦の合計年齢が80歳以下か □（子育て世帯の場合）義務教育終了前の子どもがいるか □（移住者の場合）前住所が市外で、1年以内の転入者か □（移住者の場合）「夫婦の合計年齢が80歳以下」、「子育て世帯」、「40歳以下の単身者」のうちどれかに該当するか
□	売買契約書の写し	□価格は、100万円超（税抜）か □契約者、契約日が分かるか □3親等以内の親族から購入した空き家でないか。業者が仲介に入っているか。
□	土地建物内訳書 ※契約書に土地・建物の金額が別々で記載されていない場合のみ	□建物のみで100万円超えているか
□	対象住宅の平面図（間取り図）	
□	完成後の外観写真	
□	対象住宅の登記事項証明書または対象住宅の所有者が分かる書類	□建物の登記事項証明書であること □共有名義の場合、持分が多い者が申請者となっているか □空き家になってから5年以上経過しているか
□	誓約書兼同意書兼申立書（様式第8号）	
□	耐震性報告書兼耐震化実施計画書（様式10号）	
□	空き家に住もう応援事業補助金アンケート	
□	※各種証明書は3ヶ月以内に取得したものであること	
□	※各種書類の申請日は提出する日になっているか	

追加書類

【移住者の場合のみ】移住者：申請日前1年以内に本市に転入＋転入日前に1年間以上市外に住民登録していた		
□	戸籍の附票	□転入日前に1年間以上市外に住民登録してあるか
【新婚世帯の場合のみ】		
□	戸籍謄本の写し	□申請日において婚姻から５年以内か

交付決定後に必要な書類

□	補助金請求書（様式第6号）	□口座情報等に漏れはないか
□	通帳のコピー（口座番号、名義人が確認できるもの）	

中津川市空き家に住もう応援事業　チェックリスト

R8.4.1　作成

交付申請に必要な書類（改修補助の場合のみ）

☑	提出書類	チェック項目等
□	補助金交付申請書（様式第１号）	□対象住宅は空き家情報バンクの登録（予定）物件か □改修工事を行う前か □申請者は空き家の所有者または賃借人か □契約日から1年以内の申請か（貸主以外） □申請額は工事費用の1/2になっているか。 （上限50万円） ※移住加算ある場合10万円加算 □補助事業期間は1月末までになっているか
□	改修工事にかかる見積書の写し	□改修にかかる費用がわかるもの □市内の施工業者（建築資格を有する者）が行う工事か □補助対象の工事と補助対象外の工事が整理されているか
□	工事内容が分かる図面（平面図・位置図等）※工事部分に印	□図面と見積書の記載が一致するか
□	外観写真＆工事着工前の写真 ※住宅全体及び対象工事に係る部分全て	□写真と見積書の記載が一致するか
□	売買契約書または賃貸借契約書の写し ※貸主の場合は省略可	□対象住宅は空き家情報バンクの登録（予定）物件か □契約者、契約日が分かるか □3親等以内の親族から購入した空き家でないか。業者が仲介に入っているか。
□	世帯全員の住民票の写し ※貸主の場合は省略可	□本籍・続柄は記載されているか □（新婚の場合）夫婦の合計年齢が80歳以下か □（子育て世帯の場合）義務教育終了前の子どもがいるか □（移住者の場合）前住所が市外で、1年以内の転入者か □（移住者の場合）「夫婦の合計年齢が80歳以下」、「子育て世帯」、「40歳以下の単身者」のうちどれかに該当するか
□	対象住宅の登記事項証明書または対象住宅の所有者が分かる書類	□建物の登記事項証明書であること □共有名義の場合、持分が多い者が申請者となっているか □空き家になってから5年以上経過しているか □転売、転賃等の営利目的でないか
□	誓約書兼同意書兼申立書（様式第8号または様式9号）	
□	耐震性報告書兼耐震化実施計画書（様式10号）	
□	※各種証明書は3ヶ月以内に取得したものであること	
□	※各種書類の申請日は提出する日になっているか	

追加書類

【移住者の場合のみ】移住者：申請日前1年以内に本市に転入＋転入日前に1年間以上市外に住民登録していた		
□	戸籍の附票	□転入日前に1年間以上市外に住民登録してあるか
【新婚世帯の場合のみ】		
□	戸籍謄本の写し	□申請日において婚姻から５年以内か
【賃借者の場合のみ】		
□	所有者の改修工事承諾書（様式第１１号）	
【該当者のみ】		
□	他の補助金等の申請に提出した改修工事に係る見積書の写し	

事業完了後に必要な書類（当該年度の1月末までに提出する必要があります）

☑	提出する書類	チェック項目
□	実績報告書（様式4号）	□補助金額は補助対象の工事費（税抜き）の2分の1（上限50万円）か。移住加算の場合は60万円。
□	改修工事に係る請負契約書又は請書	□市内の施工業者（建築資格を有する者）が行う工事か □工事内容は補助対象の工事か □補助対象の工事と補助対象外の工事が整理されているか
□	改修工事に係る支払い証拠書類の写し（領収書）	□どこの業者へいくら支払いをしているか分かるか（口座の引き落とし情報では×）
□	改修費用の内訳の分かる書類（請求書など）	
□	改修工事をした部分の平面図 ※当該部分に印	□図面と見積書の記載が一致するか
□	改修工事をした部分の施行後の写真	□写真と見積書の記載が一致するか
□	空き家に異動した後の世帯全員の住民票 (交付申請時に提出した住民票に変更があった場合のみ)	□本籍・続柄は記載されているか □対象住宅の住所になっているか □（新婚の場合）夫婦の合計年齢が80歳以下か □（子育て世帯の場合）義務教育終了前の子どもがいるか □（移住者の場合）前住所が市外で、1年以内の転入者か □（移住者の場合）「夫婦の合計年齢が80歳以下」、「子育て世帯」、「40歳以下の単身者」のうちどれかに該当するか □取得してから3ヶ月以内のものか
□	空き家に住もう応援事業補助金アンケート	

追加書類

【新婚世帯の場合】※補助金の交付申請後に婚姻の届出を出した場合		
□	戸籍謄本の写し	□申請日において婚姻から５年以内か
【移住者の場合のみ】※補助金の交付申請後に転入した場合		
□	戸籍の附票の写し	□転入日前に1年間以上市外に住民登録してあるか
【貸主の場合のみ】		
□	賃貸借契約書の写し	□3親等以内の親族でないか

交付決定後に必要な書類

□	補助金請求書（様式第6号）	□口座情報等に漏れはないか
□	通帳のコピー（口座番号、名義人が確認できるもの）	